

団体定期保険〈みつ星くん〉のおすすめ

【団体定期保険（災害保障特約付）】パンフレット（契約概要、注意喚起情報）

～ 死亡・所定の高度障害状態等に備える生命保険です ～

この保険は福利厚生制度の一環です

お手頃な保険料

- ◆NTTグループのスケールメリットを生かしたお手頃な保険料！
- ◆保険料は年齢に関わらず保険金額により定まります。
（年齢、性別に関わらず一律です）
- ※保険料は年末調整時の生命保険料控除の対象となります。
（注）保険料は毎年の更新時に見直され、変更されることがあります。

配当金も魅力

- ◆剰余金が生じた場合は、配当金が支払われ実質の負担額が軽減されます。詳細はP8をご覧ください。
- なお、将来お支払いする配当金は変動し、0<ゼロ>となる可能性もあります。

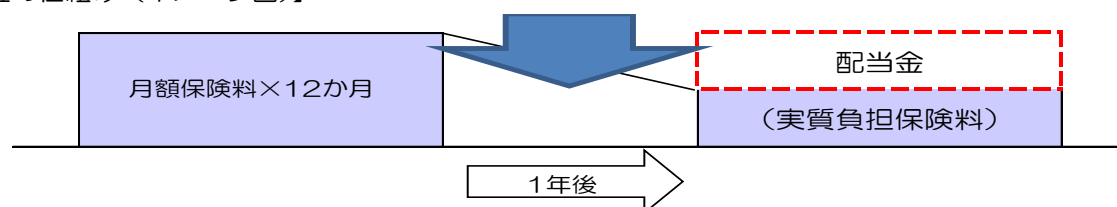
＜＜配当還元率実績＞＞

2016年	2017年	2018年	2019年
約48%	約53%	約49%	約55%

（注）記載の配当還元率は過去の実績であり、将来の配当水準を示すものではありません。

$$\text{配当還元率} = \text{配当金支払額} \div \text{年間払込保険料} \times 100$$

【配当金の仕組み（イメージ図）】



ぜひご自身が現在ご加入の生命保険の内容と比べてみてください。

【意向確認のお願い】ご加入（増額）の際は、以下についてお申込みの前に必ずご確認ください。

- 保障内容がご意向に沿った内容となっていますか？
- ご自身が選択された保障金額・保険料、およびその他の商品内容がご意向に沿った内容となっていますか？

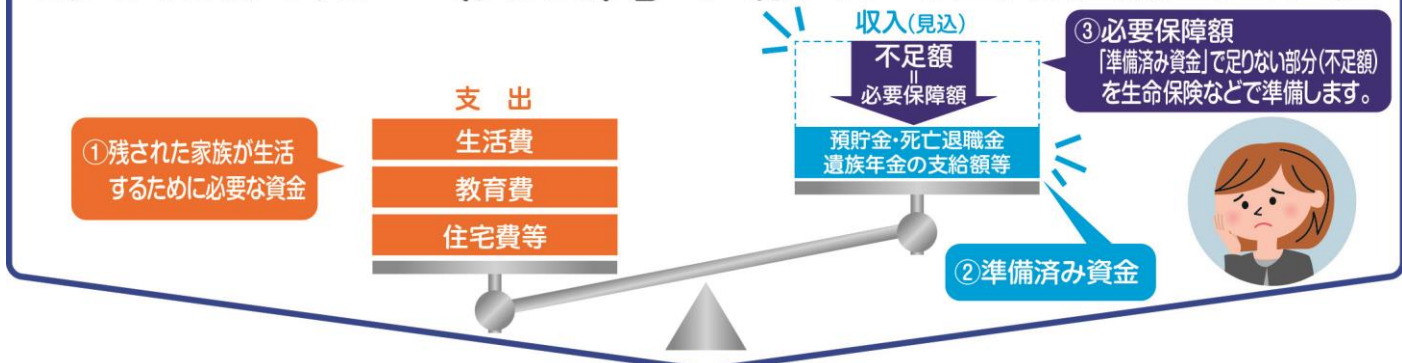
申込締切日	2021年1月20日（水）
保障（責任）開始日	2021年5月1日（土）
申込方法・書類提出先	N-Biz Life Stationの「NTT団体・団体扱保険」ボタンから入り「みつ星くん（新規申込・更新手続きボタン）」よりお手続きを開始してください。 ※一部、上記サイトよりお手続きできない場合があります。WEBでお手続きができない場合は、加入申込書に記入・押印のうえ、さらら保険サービスへご提出ください。 ※加入内容に変更のない方はお手続き不要です。

このパンフレットに記載の支払事由や給付に関する制限事項などは、概要や代表事例を示しています。保険契約の詳細な内容を示す「約款」は保険契約者である日本電信電話株式会社に配付されています。

「万一（死亡）」の場合の必要保障額については、このように考えてみてはいかがでしょうか。

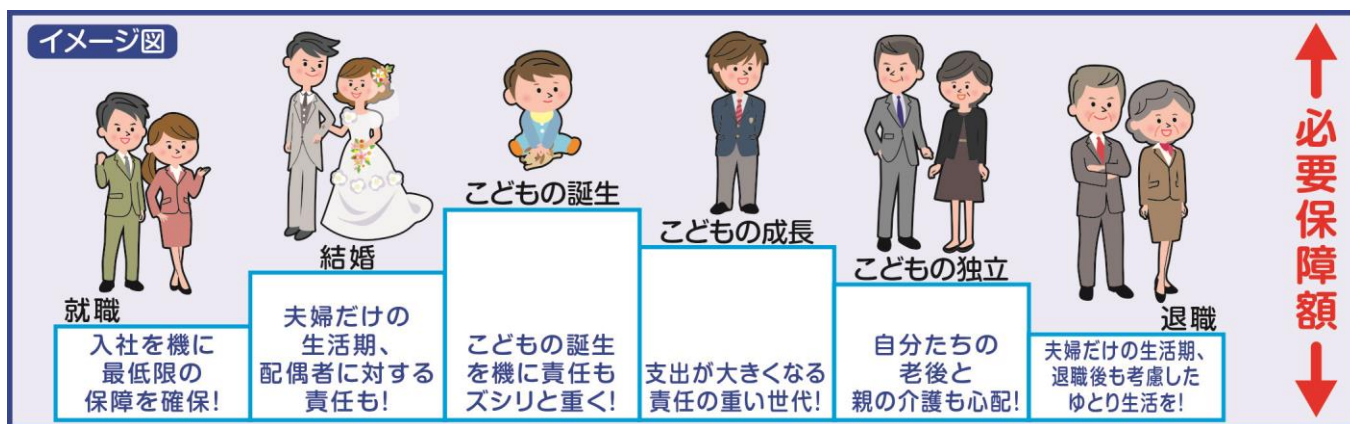
①残された家族が生活するために必要な資金 — ②準備済み資金 = ③必要保障額

あなたが「万一（死亡）」の場合に、困る人がいます



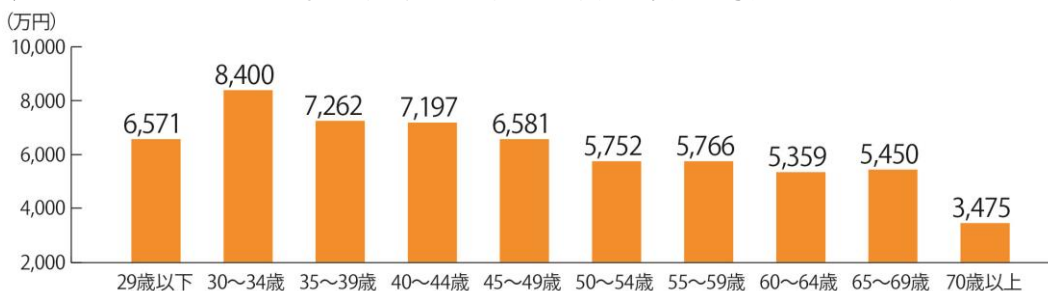
※この他、想定していなかった出費に備え、予備費を準備することも考えられます。

ライフステージによって変化する必要保障額



万一（死亡）の場合の家族の必要生活資金総額

世帯主に万一のことがあった場合に、残された家族の必要生活資金を尋ねたアンケート結果



※サンプル毎の総額
(年間必要額×必要年数)
の平均値(世帯主年齢別)

(公財)生命保険文化センター/
「平成30年度 生命保険に関する
全国実態調査」

〈参考〉

年齢や家族構成等に応じて、また、身のまわりの様々なリスクを想定して、保障を準備しましょう。

お子さまの教育費

お子さまの成長とともに、教育費もふくらみます。

たとえば
公立小・中学校→私立高校→私立大学(文法政経
商系・風間部・自宅通学)の場合

約 **1,099** 万円

万一のために
しっかり
備えないとね。



文部科学省/「平成28年度 子供の学習費調査」
「私立大学等の平成29年度入学者に係る学生納付金等
調査結果について」
(独)日本学生支援機構/「平成28年度 学生生活調査」

葬儀にかかる費用

お葬式代などの負担は?

葬儀費用合計

平均

約 **196** 万円

葬儀費用の準備も必要ね。



※通夜からの飲食接待費用、寺院の費用、葬儀一式
費用の合計額の平均です。

(一財)日本消費者協会/
第11回「葬儀についてのアンケート調査」平成29年1月

契約概要

契約の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しています。
加入（増額）の前に内容を確認・了承のうえ、お申込みください。

保障金額・保険料表

【ご注意】記載の本人・配偶者（パートナー）の保険料は概算保険料です。

	保障金額				保険料 (月額)
	死亡保険金額 または 高度障害保険金額	災害保険金額	障害給付金額 (障害等級に応じて)	入院給付金日額 (不慮の事故による 5日以上入院)	
本人	3,000 万円	500 万円	50 ~ 500 万円	7,500 円	13,350 円
	2,700 万円				12,090 円
	2,500 万円				11,250 円
	2,400 万円				10,830 円
	2,200 万円				9,990 円
	2,000 万円				9,150 円
	1,700 万円				7,890 円
	1,500 万円				7,050 円
	1,400 万円				6,630 円
	1,200 万円				5,790 円
	1,000 万円				4,950 円
	900 万円				4,530 円
	800 万円				4,110 円
	700 万円				3,690 円
	600 万円				3,270 円
	500 万円				2,850 円
	400 万円				400 万円
300 万円	300 万円	30 ~ 300 万円	4,500 円	1,710 円	
200 万円	200 万円	20 ~ 200 万円	3,000 円	1,140 円	
100 万円	100 万円	10 ~ 100 万円	1,500 円	570 円	
50 万円	50 万円	5 ~ 50 万円	750 円	285 円	
配偶者 (パートナー)	1,000 万円	500 万円	50 ~ 500 万円	7,500 円	4,950 円
	700 万円				3,690 円
	500 万円				2,850 円
	400 万円	400 万円	40 ~ 400 万円	6,000 円	2,280 円
	300 万円	300 万円	30 ~ 300 万円	4,500 円	1,710 円
	200 万円	200 万円	20 ~ 200 万円	3,000 円	1,140 円
	100 万円	100 万円	10 ~ 100 万円	1,500 円	570 円
	50 万円	50 万円	5 ~ 50 万円	750 円	285 円

(注) 配偶者（パートナー）の保険金額は、本人の保険金額以下で選択してください。

保険料について

- 毎月の給与から控除します（初回（2021年5月分保険料）は2021年4月に支給される給与から控除を開始）。
- 保険料は年齢・性別に関係なく、本人・配偶者（パートナー）の保険金額により定まります。
- 保険料表に記載の本人・配偶者の保険料は概算保険料（月額）です。確定保険料は申込締切後に算出します。
- 初回控除時より確定保険料で控除します。
- 保険料は毎年の更新時に見直されます。
- 保険料は、将来、制度の改定等によっても変わることがあります。

保険の名称

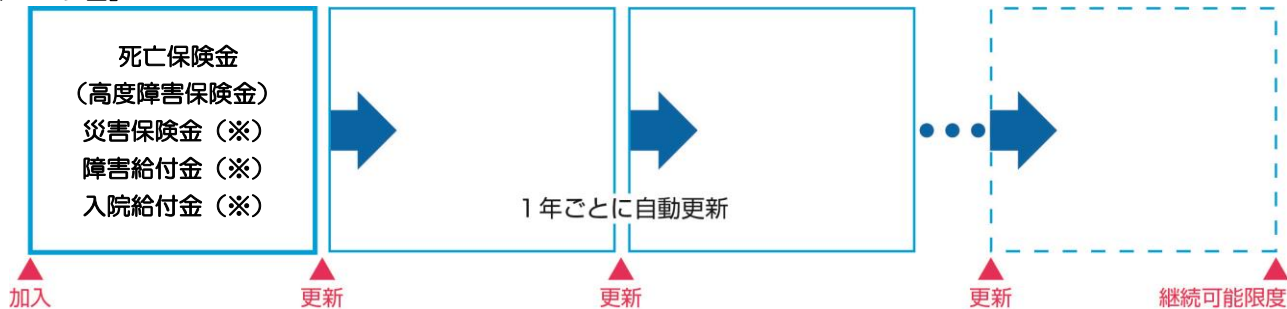
団体定期保険

特約：団体定期保険災害保障特約

保険のしくみ

- 死亡や所定の高度障害状態、不慮の事故による所定の身体障害状態・入院の保障を準備します。
- 団体が保険契約者となり、福利厚生制度の一環として運営されます。被保険者の加入状況や福利厚生制度の変更等により、契約内容が変更されたり制度自体が継続できなくなる場合があります。
- 保険期間は1年ですが、更新により下記の「責任開始日・保険期間」に記載の継続可能限度まで継続して加入できます。
- 保険料を払い込みいただく期間は保険期間と同じです。

【イメージ図】



(※) 不慮の事故を原因とする場合に支払われます。病気を原因とする場合は支払われません。

新規加入（増額）できる方【加入資格】（年齢は2021年5月1日（更新日）時点の年齢）

本人	満14歳6か月超、満60歳6か月以下の役員・管理職・非組合員・出向者・再雇用者（ただし、退職時に役員・管理職・非組合員であった者に限る）
配偶者（パートナー）	満16歳以上、満60歳6か月以下の本人と同一戸籍または本人と生計を一にする配偶者（注）・生計を一にする同性パートナー（注）

(注) 生計を一にする配偶者・同性パートナーの加入を希望される場合は、「住民票」や「戸籍謄本（抄本）」「健康保険証」等の提出が必要となりますので、さら保険サービス(株)お客様コンタクトセンター生保部門までご連絡ください。（連絡先はP9に記載）（同一戸籍の配偶者については不要です。）

- 健康状態によっては、加入（増額）できない場合があります。
- 満60歳6か月超の方は新規加入（増額）できません。
- 支払事由に該当されていても加入資格のない方には保険金・給付金は支払われません。
加入後に加入対象者でなくなった場合にはさら保険サービス(株)お客様コンタクトセンター生保部門までご連絡ください。（連絡先はP9に記載）
- 配偶者（パートナー）のみの加入はできません（本人の加入が条件です）。

責任開始日・保険期間

責任開始日	2021年5月1日 (注) 増額の場合、増額部分の責任開始日です。
保険期間	責任開始日～2022年4月末日 原則、毎年自動的に更新されます。 退職等で脱退となった場合、保障される期間（保険期間）は保険料控除月の翌月末日までです。
継続可能限度	以下の年齢を迎えた保険期間の最終日 本人・配偶者（パートナー） 満65歳6か月 (注) 脱退事由（P6の「制度からの脱退等」参照）に該当した場合は継続できません。

自動更新について

- 保険期間は1年ですが、保険期間満了時において特段のお申出がない場合には、原則として自動的に更新されます。
- 更新により上記に記載の継続可能限度まで継続できます。

保障内容【支払事由】

保険金・給付金は**いずれも保険期間中（責任開始日以後）に支払事由に該当した場合に支払われます。**

実際のお支払いは、保険金・給付金のお支払いの請求を受け、引受保険会社において個別に判断されます。

（注1） 保険金・給付金が支払われない場合は、注意喚起情報の「5.保険金・給付金をお支払いできない場合」を確認ください。

（注2） 保険金・給付金の請求の権利は、3年間請求がないときは消滅します。

死亡保険金	死亡した場合
高度障害保険金	責任開始日以後のケガまたは病気により所定の高度障害状態（P10の【別表1】参照）になった場合
災害保険金	責任開始日以後に発生した不慮の事故によるケガを直接の原因として、事故の日から起算して180日以内に死亡した場合、または、責任開始日以後に発病した特定感染症（P10の【別表2】参照）により死亡した場合
障害給付金	責任開始日以後に発生した不慮の事故によるケガを直接の原因として、事故の日から起算して180日以内に給付割合表（P11の【別表3】参照）に定める所定の身体障害状態に該当した場合 <ul style="list-style-type: none"> 障害給付金額は給付割合表に定める障害等級に応じて定まります。 同一の不慮の事故または同一の保険期間におけるお支払いは、通算して10割を限度とします。 身体の同一部位に生じた給付割合表の2種目以上に該当する障害については、最も上位の給付割合での支払いとなり、重複して支払われません（すでに支払われた障害給付金がある場合には差額が支払われます）。 すでに給付割合表に該当する身体障害のあった身体の同一部位に生じた身体障害については、すでにあった身体障害（前障害）を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も上位の給付割合から、その前障害の状態の給付割合（2種目以上に該当する場合には、最も上位に対応する給付割合）を差し引いた割合がその身体障害についての給付割合となります。
入院給付金	責任開始日以後に発生した不慮の事故によるケガを直接の原因として、事故の日から起算して180日以内に入院を開始し、かつ5日以上入院した場合 <ul style="list-style-type: none"> 入院給付金は入院初日から支払われます（同一の不慮の事故について通算して120日分が限度）。 同一の不慮の事故で2回以上入院した場合は、その事故の日から起算して180日以内に開始した各入院の日数を合算します。 入院の原因となる不慮の事故が2以上であっても、入院給付金は重複して支払われません（1日あたりの入院給付金は変わりません）。 入院とは、医師（引受保険会社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ）が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、次に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 病院または診療所とは、次のいずれかです。 <ol style="list-style-type: none"> ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、引受保険会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます）。 ②上記の場合と同等と引受保険会社が認めた日本国外にある医療施設。

【ご注意】

- ・「死亡保険金」と「高度障害保険金」は、いずれかが支払われた場合、重複して支払われません。
- ・「災害保険金」は、同一の不慮の事故による「障害給付金」がすでに支払われた場合、その金額を差し引いた額となります。
- ・「障害給付金」は、同一の不慮の事故による「災害保険金」がすでに支払われた場合、支払われません。
- ・「災害保険金」「障害給付金」「入院給付金」は、不慮の事故を原因とする場合に支払われます。病気を原因とする場合は支払われません。

《参考》 保険金・給付金のお支払い例 本人が死亡保険金1,000万円に加入していた場合

- 死亡（所定の高度障害状態該当）の場合
死亡（高度障害）保険金1,000万円が支払われます。
- 不慮の事故による死亡の場合
死亡保険金1,000万円 + 災害保険金500万円が支払われます。
- 不慮の事故による所定の高度障害状態（障害等級1級）に該当の場合
高度障害保険金1,000万円 + 障害給付金500万円が支払われます。
- 不慮の事故による障害等級6級に該当の場合
障害給付金50万円が支払われます。
- 不慮の事故による10日間の入院の場合
入院給付金75,000円（日額7,500円×10日間）が支払われます。



記載の例は一例であり、保険金・給付金が支払われない場合もありますのでご注意ください。

受取人

被保険者	受取人	
	死亡保険金・災害保険金	高度障害保険金・障害給付金・入院給付金
本人	被保険者が指定した方（被保険者ご自身以外）	被保険者ご自身
配偶者（パートナー）		

（注1）原則、第三者（親族以外の方）を死亡保険金受取人とすることはできません。
ただし生計を一にする配偶者・同性パートナーを受取人に指定できる場合がありますので希望される場合は、きらら保険サービス(株)お客様コンタクトセンタ生保部門までご連絡ください。（連絡先はP9に記載）

（注2）遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。

- 本人・配偶者（パートナー）の死亡保険金受取人の変更は、死亡保険金の支払事由発生前であればお申出により変更することができます。
- 死亡保険金の支払事由発生前に死亡保険金受取人が死亡し、変更されていないときは、被保険者死亡時に生存している約款に定める順位（下表参照）の高い方になります。

【約款に定める順位】

第一順位	被保険者の戸籍上の配偶者	第二順位	被保険者の子（子が死亡している場合には、その直系卑属）		
第三順位	被保険者の父母	第四順位	被保険者の祖父母	第五順位	被保険者の兄弟姉妹

同順位の方が2人以上の場合は、その人数によって死亡保険金を等分します。

制度からの脱退等

- お申出により制度から脱退することができます。
- （注1）制度から脱退されると、その時点からこの保険による保障等の一切の権利がなくなります。ただし、保険料が払い込まれた期間の最終日までは保障します。
- （注2）脱退をご希望の場合は、毎月20日までにきらら保険サービス(株)お客様コンタクトセンタ生保部門までお申出ください。（連絡先はP9に記載）

脱退をお申出いただいた月の3か月後の属する月の1日での脱退となります。

例) 8月20日までに申出いただいた場合の脱退日は11月1日

- 次の脱退事由に該当した場合には制度から脱退いただくこととなります。

本人

死亡した場合、高度障害保険金が支払われた場合、退職した場合、**非組合員から組合員になった場合**（注）など

（注）保険期間中に非組合員から組合員になられた方は、きらら保険サービス(株)お客様コンタクトセンタ生保部門までお申出ください。（連絡先はP9に記載）

配偶者（パートナー）

死亡した場合、高度障害保険金が支払われた場合、本人が脱退した場合、本人と同一戸籍または同一生計でなくなった場合など

退職者等の取扱

<継続条件>

- 退職・転籍前から団体定期保険に加入している方は、**本人からのお申出により**満65歳6か月を迎えた保険期間の最終日（4月末日）まで継続して加入することができます。
 - ・退職の場合 → 退職日（末日）の属する月の前月28日までに、きらら保険サービス(株)お客様コンタクトセンタ生保部門（連絡先はP9に記載）に連絡
 - ・給与控除のできない会社へ転籍の場合 → 転籍日（1日）の属する月の当月28日までに、きらら保険サービス(株)お客様コンタクトセンタ生保部門（連絡先はP9に記載）に連絡
- きらら保険サービス(株)に継続のお申出の連絡後に、口座振替依頼書等の手続き書類をご提出いただきます。退職月末日までにお手続き書類をご提出ください。
- 退職・転籍後の新規加入（増額）はできません。

<配偶者（パートナー）の継続条件等>

- 配偶者（パートナー）のみの継続はできません（本人の継続が条件です）。
- 満65歳6か月を迎えた保険期間の最終日（4月末日）まで継続可能です。
- 本人の退職・転籍後の新規加入（増額）はできません。

<保険料・配当金について>

- 保険料は本人が指定する金融機関口座より毎月28日に引き取り（金融機関休業日は翌営業日）、第一生命カードサービスが収納代行いたします。また、収納代行手数料（150円）＋消費税が該当の保険料に加算された額を引き取ります。
- 退職・転籍手続き期間中に収納できなかった分の保険料は初回口座振替時に併徴します。
- 剰余金が生じ、一定の基準により配当金が支払われる場合は、配当金の送金に際し配当金額から送金手数料（350円）＋消費税を差し引いた額を第一生命カードサービスから保険料引去口座に送金します。

継続のお申出がない場合、退職月の翌月末日または、転籍月の末日に自動脱退となります。

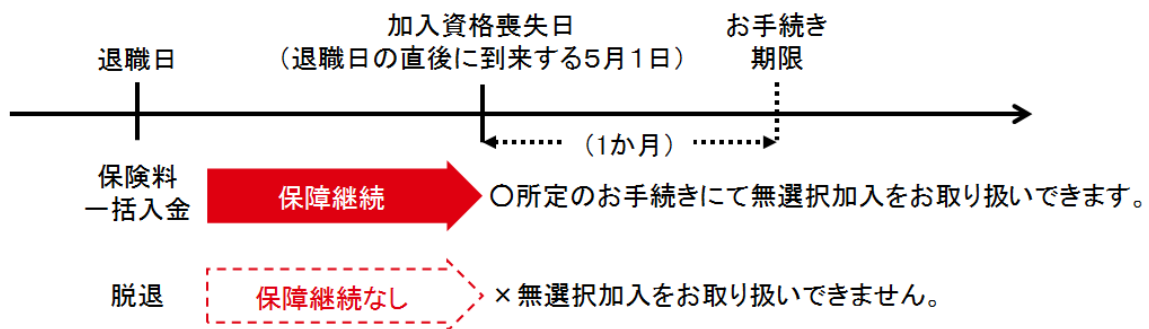
個人保険の無選択加入の取扱

退職等により脱退される場合、加入資格喪失日時点において2年以上継続して加入していた方は、所定の条件のもと新たな告知や診査を省略して第一生命の個人保険に加入できます。ただし、加入できる保険は、第一生命所定の保険となります。

■無選択加入できる条件

- (1) 団体定期保険の制度脱退日の前後1か月以内に、個人保険の「申込書の提出」を完了する必要があります。※1か月を過ぎると健康状態の告知・診査を省略して加入することができなくなります。
- (2) 付加できる特約はリビング・ニーズ特約、指定代理請求特約のみです。
※その他の特約（保険料払込免除特約等）は付加できません。
- (3) 個人保険では、高度障害保険金の給付はありません。
- (4) 健康状態の告知・診査を省略して加入できる保険金額の上限は、制度脱退時の団体定期保険の加入保険金額となります。
また、個人保険の取り扱い条件によっては、ご希望に沿う内容の取り扱いがない場合があります。

【イメージ図】



(注) 記載の加入条件や保険商品の取り扱いは2020年1月時点での事務幹事会社である第一生命保険株式会社の内容であり、今後変更となる可能性があります。

個人保険の無選択加入の取扱に関するお問い合わせは、以下にご照会ください。

【お問い合わせ先】

第一生命保険株式会社 総合法人第二部 担当：小島 央有（TEL：050-3780-1028）

受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日・年末年始を除く）

配当金

- 毎年保険契約ごとに収支計算を行い剰余金が生じた場合に、各引受保険会社の保険金支払実績等にもとづき支払われます。
- 将来お支払いする配当金は変動し、0（ゼロ）となる可能性もあります。
- 保険期間の途中で脱退した場合、その脱退事由にかかわらず配当金は支払われません。保険期間の最終日（2022年4月30日）まで加入されていた方にお支払いする仕組みになっております。
- 配当金については、7月分の支払保険料と相殺した差額分を給与口座へお支払いします。
2022年7月にお支払いする配当金の受取方法として、給与口座に加え、ご自身が指定した口座にて配当金（支払保険料は相殺されません）を受け取ることもできます。
配当受取口座の指定を希望される場合は、「配当金口座送金意思確認書 兼 口座登録届」に必要事項を記入し、返信用封筒にてきらら保険サービス(株)へ郵送してください。※指定がない場合は給与口座へのお支払いとなります。

＜配当金の口座受取を指定する場合の注意事項＞

- (1) 剰余金が生じ、一定の基準により配当金が支払われる場合は、配当金の送金に際し、配当金額から送金手数料（350円）＋消費税を差し引いた額を送金します。
- (2) きらら保険サービス(株)お客様コンタクトセンタ生保部門（連絡先はP9に記載）に連絡をいただいていない事由で指定口座への送金が不能となった場合、前項の送金手数料の他、送金組み戻し費用（1,000円）＋消費税を引いた額を送金します。
- (3) 配当金額から「送金手数料」や「送金組み戻し費用」を差し引いた額がマイナスとなる場合、配当金は支払われません。
- (4) 配当金の送金は「第一生命カードサービス」社が代行して行います。

引受保険会社

（2020年6月1日時点）

以下の引受保険会社は、各被保険者の加入保険金額のうちそれぞれの引受割合の責任を負います。
引受保険会社および引受割合は変更されることがあります。

【引受保険会社】

第一生命保険株式会社 〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1 TEL：03-3216-1211（大代表）

日本生命保険相互会社、住友生命保険相互会社、明治安田生命保険相互会社、大樹生命保険株式会社、富国生命保険相互会社、大同生命保険株式会社、太陽生命保険株式会社、朝日生命保険相互会社

主な税法上の取扱（この保険について想定される一般的なお取り扱いです）

■保険料

本人の支払った保険料は一般生命保険料控除の対象となります。（対象となるのは実質負担額です。配当金があればそれを差し引きます。）ただし、災害保障特約部分の保険料については生命保険料控除の対象とはなりません。（所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2）

■死亡保険金・災害保険金

◇本人の死亡によって相続人が受け取る保険金（保険料を本人が負担していたもの）は相続税の対象となり、所定の非課税枠があります。非課税枠は、他に死亡保険金があった場合にはそれらを合算して適用されます。（相続税法第3条・第12条）

◇配偶者の死亡によって本人（主たる被保険者）が受け取る保険金は一時所得として所得税の対象となります。（所得税法第34条、所得税基本通達34-1）

■高度障害保険金・給付金

非課税となります。（所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-21）

（注）税務のお取り扱いについては、2019年2月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には変更後のお取り扱いが適用されますのでご注意ください。
詳細については、税理士や所轄の税務署等に確認ください。

個人情報の取扱

保険契約者は、この保険の運営において入手する加入対象者（被保険者）および死亡保険金受取人の個人情報（氏名、性別、生年月日、現在および過去の傷病歴等）〔以下、個人情報〕を、この保険の事務手続きのために使用します。また、この保険契約の適切な運営を目的として個人情報を利用し、保険契約を締結する生命保険会社へ提出します。

生命保険会社は、受領したすべての個人情報を次の目的のために利用（※1）します。

- ①各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
- ②生命保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービス（※2）の案内・提供および契約の維持管理
- ③生命保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービス（※2）の充実
- ④その他、保険に関連・付随する業務

また、取得している個人情報を保険契約者および他の引受保険会社全社に上記の目的の範囲内で提供することがあります。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも上記に準じて取り扱われます。

引受保険会社は今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更前後のすべての引受保険会社に提供されることがあります。

（※1）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用が制限されています。

（※2）各種商品・サービスの詳細は引受保険会社のホームページをご覧ください。

加入対象会社

<2020年6月1日時点>

日本電信電話(株)	エヌ・ティ・ティ・スマートコネクト(株)
東日本電信電話(株)	エヌ・ティ・ティ・ソルマーレ(株)
西日本電信電話(株)	(株)NTT西日本アセット・プランニング
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	テルウェル西日本(株)
(株)エヌ・ティ・ティ・データ	エヌ・ティ・ティ国際通信(株)
(株)NTTドコモ	エヌ・ティ・ティ・コム チェオ(株)
(株)NTTファシリティーズ	(株)NTTぶらら
エヌ・ティ・ティ・コムウェア(株)	エヌ・ティ・ティレゾナント(株)
(株)NTT東日本-南関東	エヌ・ティ・ティ・ワールドエンジニアリングマリン(株)
(株)NTT東日本-関信越	(株)NTTファシリティーズ中央
(株)NTT東日本-東北	(株)NTTファシリティーズ北海道
(株)NTT東日本-北海道	(株)NTTファシリティーズ東北
(株)エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ東日本	(株)NTTファシリティーズ東海
(株)エヌ・ティ・ティ エムイー	(株)NTTファシリティーズ関西
エヌ・ティ・ティ・インフラネット(株)	(株)NTTファシリティーズ中国
NTT印刷(株)	(株)NTTファシリティーズ九州
NTTビジネスソリューションズ(株)	エヌ・ティ・ティ・インターネット(株)
NTT西日本ビジネスフロント(株)	エヌ・ティ・ティ都市開発(株)
(株)エヌ・ティ・ティマーケティングアクト	NTTファイナンス(株)
(株)NTTフィールドテクノ	エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ(株)
(株)エヌ・ティ・ティ ネオメイト	日本カーソリューションズ(株)
(株)エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ西日本	(株)エヌ・ティ・ティ・ロジスコ

お問い合わせ

団体定期保険に関するお問い合わせは、きらら保険サービス株式会社または引受保険会社にご照会ください。

きらら保険サービス株式会社 お客様 CONTACT センター 生保部門	〒105-6791 東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館14F TEL：0120-590-251（ガイダンス1） 受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日・年末年始を除く）
--	--

別表1 高度障害状態（公的な身体障害者認定基準等とは要件が異なります。）

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

《備考》

I. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

II. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

III. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

IV. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

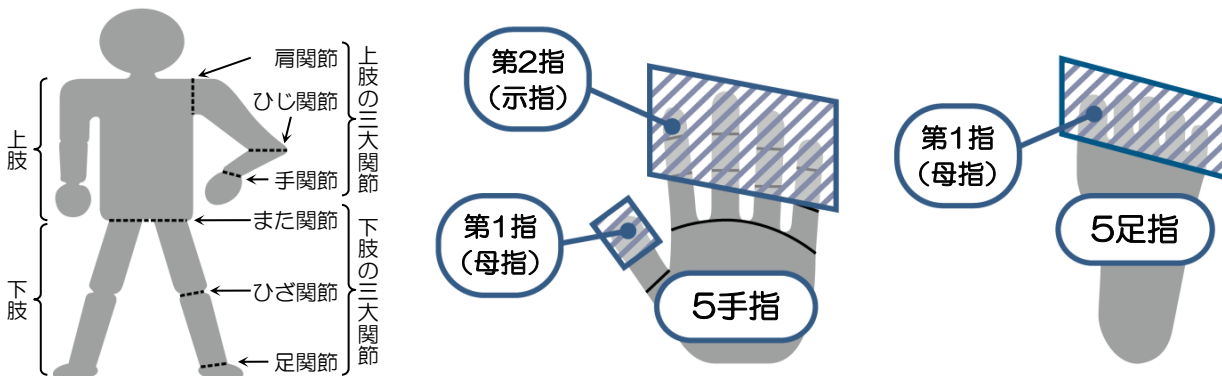
別表2 特定感染症

「特定感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。なお、「特定感染症」には、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症を含みます。

分類項目	基本分類コード	分類項目	基本分類コード
コレラ	A00	ラッサ熱	A96.2
腸チフス	A01.0	クリミア・コンゴ出血熱	A98.0
パラチフスA	A01.1	マールブルグウイルス病	A98.3
細菌性赤痢	A03	エボラウイルス病	A98.4
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3	痘瘡	B03
ペスト	A20	重症急性呼吸器症候群〔SARS〕	U04
ジフテリア	A36	（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り。）	
急性灰白髄炎〈ポリオ〉	A80		

身体区分図

手指または足指を失ったとは、斜線部分のすべてを失った場合をいいます。



■ 別表3 給付割合表（公的な身体障害者認定基準等とは要件が異なります。給付割合は災害保険金額に対する割合です。）

障害等級	身体障害	割合
1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割
2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15まで、または第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割
3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	5割
4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	3割
5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの	1.5割
6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割

----- ここまでが契約概要となります -----



加入のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しています。

必ず内容を確認・了承のうえ、お申込みください。

(注) 増額の場合の増額部分は、「加入」を「増額」と読み替えます。(以降同じ)

1

告知に関する重要事項

健康状態などについてありのままを告知してください。(告知義務)

告知

- 現在および過去の健康状態などについて事実をありのままお知らせいただくことを告知といいます。加入の申込みにあたっては、指定された画面・書面(告知事項)で引受保険会社がおたずねすることからについて、事実をありのまま正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

告知の方法

- 指定された画面・書面(告知事項)に回答・提出ください。生命保険会社の職員・代理店・団体の事務担当者には、この保険契約に関する告知受領権はなく、口頭でお話されても告知していただいたことにはなりません。なお、生命保険会社の職員・代理店が、お客さまの告知に際し、事実を告知することを妨げたり、あるいは事実と違うことを告知するよう勧めることはありません。

正しく告知いただけない場合の取り扱い

- 事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたことが判明した場合は「告知義務違反」として保険契約の全部または一部が解除され、保険金等が支払われないことがあります。また、解除となった場合にはすでに払い込まれた保険料は返金されません。

傷病歴などがある場合のお引き受け

- 加入をお断りすることもあります。傷病歴等がある方を全てお断りするものではありませんので、事実をありのまま正確にもれなく告知ください。

告知に関するお問い合わせ

- P15の「第一生命お問い合わせ先」の「告知・その他のお問い合わせ先」を参照ください。

この制度においては、第一生命がお引受けの判断をさせていただいております。過去の保険申込履歴等によっては、お申込みどおりのお取り扱いができないことがありますので、加入の際はあらかじめ了承ください。

2

責任開始について

- 申込内容(告知内容)にもとづき、引受保険会社が加入を承諾した場合、所定の責任開始日から保険契約上の責任を負います。生命保険会社の職員・代理店・団体の事務担当者には、この保険契約への加入を決定(承諾)する権限(代理権)はありません。

3

クーリング・オフ(お申込みの撤回)の適用に関する事項

- この保険は団体を保険契約者とする保険契約であり、クーリング・オフ(お申込みの撤回)の適用はありません。

4

脱退による返戻金や満期による保険金について

- この保険には、被保険者の脱退による返戻金および保険期間満了による保険金はありません。

5

保険金・給付金をお支払いできない場合

(注) 増額部分が該当した場合は、その増額部分について保険金・給付金が支払われません。

- 「告知義務違反」により保険契約の全部または一部が解除された場合
- 約款に定める免責事由に該当した場合

死亡保険金・高度障害保険金

- ◇加入日から起算して1年以内に自殺したとき（※1）
- ◇保険契約者の故意により死亡または所定の高度障害状態に該当したとき（主契約のみ）
- ◇死亡保険金受取人の故意により死亡したとき
- ◇その被保険者または高度障害保険金受取人の故意により所定の高度障害状態に該当したとき
- ◇戦争その他の変乱により死亡または所定の高度障害状態に該当したとき（※2）
 - （※1）精神障害などにより、正常な判断能力がない状態による自殺と引受保険会社が認めた場合にはお支払いの対象となります。
 - （※2）戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態となった被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じて保険金を全額または削減して支払います。

災害保険金・障害給付金・入院給付金

- ◇保険契約者・被保険者・受取人の故意または重大な過失によるとき
- ◇被保険者の犯罪行為によるとき
- ◇被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
- ◇被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- ◇被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- ◇被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- ◇地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき（※3）
 - （※3）地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じて保険金・給付金を全額または削減して支払います。
- 保険契約者から引受保険会社に保険料の払い込みがなく、保険契約が失効した後に保険金・給付金の支払事由に該当した場合
- 保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人が、保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し保険契約の全部または一部が解除された場合
- 支払事由に該当した時点で、被保険者としての資格がない場合
- 加入の際に保険契約者または被保険者に詐欺の行為があり保険契約の全部または一部が取消になった場合、または保険金・給付金の不法取得目的、他人に保険金・給付金を不法取得させる目的があつて保険契約の全部または一部が無効になった場合

■その他、お支払いできない場合

高度障害保険金

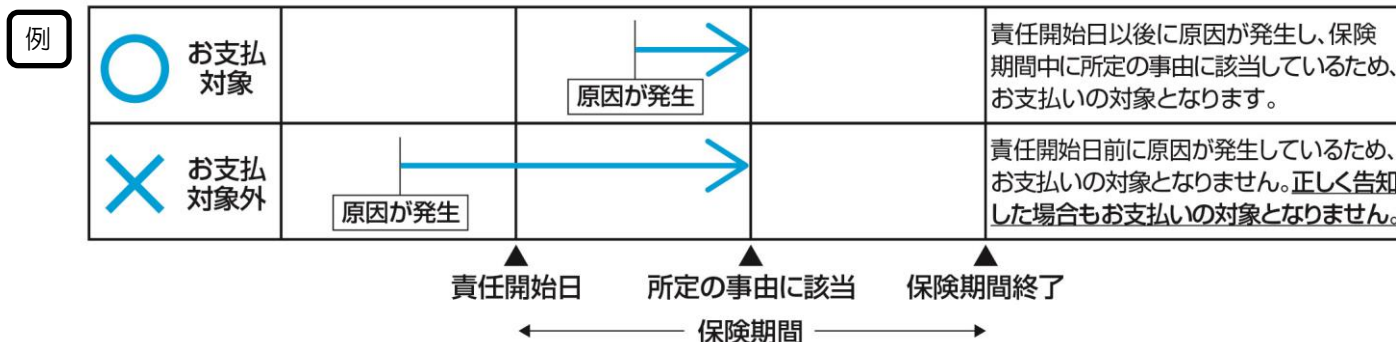
◇責任開始日より前に発病していた病気（※4）、または発生したケガを原因として所定の高度障害状態に該当したとき（下記の例参照）

（※4）「責任開始日より前に発病していた病気」とは、その病気およびその病気と医学上重要な関係にある病気について、責任開始日より前につぎのいずれかに該当するものをいいます。

- 医師の診療を受けたことがある。
- 健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含む）を受けたことがある。
- 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した、または本人（主たる被保険者）が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した。

災害保険金・障害給付金・入院給付金

◇責任開始日より前に発生した不慮の事故によるケガを原因とするとき（下記の例参照）



6 保険会社が経営破綻した場合

- 引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入の保険金額、給付金額、年金額等が削減されることがあります。
- 引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入の保険金額等が削減されることがあります。詳細は、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構
TEL 03-3286-2820

※受付時間 月～金曜日 9：00～12：00、13：00～17：00
 （土・日・祝日・年末年始を除く）
 ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>

7 ご相談窓口等

- お手続きや当制度に関するご要望・苦情についてはP9に記載のきらら保険サービス(株)へご連絡ください。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」について
 この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関する相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。（一般社団法人生命保険協会ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>）
 なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

----- ここまでが注意喚起情報となります -----

第一生命お問い合わせ先

保険金等請求に関するお問い合わせ先

団体保険の保険金等のご請求は、保険契約者を通じてのお手続きとなります。ご加入内容から、支払事由に「該当するのでは？」と思われる場合には、保険契約者の事務担当者経由にてご請求手続きをおとりください。また、ご不明な点がございましたら、保険契約者の事務担当者にご確認いただくか、以下へお問い合わせください。

第一生命保険株式会社 団体保障事業部
(団体保険総合受付フリーダイヤル)

 **0120-709-471**

※受付時間 月～金曜日 9:00～17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

第一生命では、団体保険におけるご請求手続きに関する留意事項やお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的事例などをご案内した「団体保険における保険金・給付金のお支払いについて」をホームページに掲載しております。保険契約者向けに作成しておりますが、保険金等をもれなくご請求いただくために、被保険者様およびそのご家族の方もぜひご覧ください。

(第一生命ホームページ <https://www.dai-ichi-life.co.jp/>)

他の保険契約へのご加入がある場合、そのご契約の保障内容をご確認いただき、支払事由に該当する場合には別途お手続きをおとりください。


告知・その他のお問い合わせ先

■告知について

■当パンフレット(契約概要・注意喚起情報)に関するご要望・苦情について

以下へお問い合わせください。お問い合わせの際は、表紙の団体名と表紙右下の団体番号(7桁)をお伝えください。

第一生命保険株式会社 団体保障事業部
(団体保険総合受付フリーダイヤル)

 **0120-005-328**

※受付時間 月～金曜日 9:00～17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)